

## ふくおかジビエ研究会 会則

制 定 24 畜第 2821 号 平成 25 年 1 月 21 日

一部改正 31 畜第 230 号 平成 31 年 4 月 23 日

(名称)

第 1 条 本会は「ふくおかジビエ研究会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、福岡県産ジビエの振興を図り、地域の雇用増加や特産品、観光資源として地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 講習会、研究会等の開催に関すること
- (2) ホームページ等による情報発信
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的に賛同の機関及び個人をもって組織し、会員は目的達成に協力するものとする。

第 5 条 本会に入会を希望するものは、所定の申込書に必要事項を記入し本会事務局に申し込むものとする。

第 6 条 会員の会費は無料とする。

2 ただし、事業等によっては参加費を徴収する場合がある。

第 7 条 会員が退会または異動する場合は、事務局に通知するものとする。

第 8 条 会員が研究会の趣旨に反し、又は義務を履行しないとき、及び公序良俗に反する行為を行ったとき、会長の決定により除名することができる。

(役員)

第 9 条 本会には、会長と副会長を置く。

2 会長は福岡県農林水産部農山漁村振興課長が行うこととし、副会長は会長が指名する。

3 会長は、本会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

(事務局)

第10条 本会の事務局は、福岡県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策係に置く。

(補則)

第11条 本会の運営に必要な事項は、この会則に定めるほか、会長が別途定めることができる。

(附則)

この会則は平成25年2月15日から施行する。

(附則)

この会則は平成31年4月23日から施行する。